

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
東京製綱株式会社
取締役社長 猪瀬迪夫

第212回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。また、このたびの東日本大震災により被害を受けられた地域の皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復旧をお祈り申しあげます。

さて、当社第212回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント3階
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 (1) 第212期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第212期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. その他招集にあたっての決定事項

株主様からご提出された議決権行使書の取り扱い

本総会に関し株主様からご提出された議決権行使書面に各議案の賛否または棄権のいずれの記載もない場合は、会社提案の議案については賛成の意思表示があったものとする事とし、その旨を議決権行使書面に記載いたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/>) に掲載させていただきます。

第212期 事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、一部の国の金融不安等の不安定要素がありながらも、各国の景気刺激策の効果並びに中国をはじめとする新興国の経済成長に支えられて総じて回復基調で推移してまいりました。

わが国経済も経済対策の効果もあり個人消費に持ち直しの動きが見られ、企業業績も改善傾向を示しているなど当連結会計年度期間を通じて比較的堅調に推移してまいりましたが、3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害が今後の経済活動に大きく影を落としております。

このような状況のもと、当社グループでは、持続的成長の実現に向けて各事業における収益改善と成長を担う海外事業拠点の拡充等に取り組んでまいりましたが、太陽電池用シリコンスライス用ソーワイヤをはじめとするスチールコード製品等の販売が堅調に推移する一方で、国内公共事業の低迷や当社グループの繁忙期に発生した東日本大震災の影響により開発製品関連（エンジニアリング製品）が落ち込んだ結果、当連結会計年度の売上高は71,887百万円と対前期で0.3%の減収になりました。

一方、利益面では、スチールコード製品等の販売が堅調であったことから、営業利益は3,463百万円（対前期53.5%増）、経常利益は3,054百万円（対前期88.2%増）となりました。

当期純利益については、東日本大震災による災害損失や資産除去債務及び投資有価証券評価損等を特別損失に計上した結果、765百万円（対前期80.0%増）となりました。

以下、部門別の状況につき、ご説明いたします。

＜鋼索鋼線関連＞

鋼索製品は、国内鉄鋼業向け等の製品需要に支えられ、需要動向は僅かながら改善したものの、当社グループでは線材価格の上昇を受けて製品価格を改定した影響もあり、販売数量は、ほぼ前年並みとなりました。

鋼線製品は、通信用鋼より線の販売量が増加した一方、海底ケーブル用鋼線の時期ずれ等の影響により販売数量は減少いたしました。

以上の結果、当部門の売上高は、25,565百万円（対前期4.8%減）となりました。

<スチールコード関連>

スチールコード製品は、トラック・バス向けタイヤ生産が低調に推移したものの、政府主導による環境対応車への優遇制度を背景とする国内向け乗用車用タイヤコードの販売が堅調に推移し、太陽電池用シリコンスライス用ソーワイヤ並びにシリコンスライス製造装置であるワイヤソーについても中国を中心とするアジア地区の旺盛な需要に支えられ堅調に推移した結果、販売数量は前年同期と比して大幅に増加いたしました。

以上により当部門の売上高は24,108百万円（対前期33.1%増）となりました。

<開発製品関連>

開発製品は、公共事業の停滞により防雪施設、遮音壁並びに橋梁受注も低迷した結果、売上高は13,075百万円（対前期31.2%減）と前年同期に比して大幅に減少いたしました。

<不動産関連>

不動産関連の売上高は、賃料減少等の影響により1,230百万円（対前期10.8%減）となりました。

<その他>

その他では、国内設備投資の縮減により自動計量機・包装機の販売が低迷いたしましたが、石油・ガス関連製品や超硬合金製品の客先需要の回復等に支えられ販売が堅調に推移した結果、売上高は7,909百万円（対前期16.9%増）となりました。

※セグメント区分の変更について

当社グループでは前連結会計年度までは事業の種類別セグメントの業績を「鋼索鋼線関連事業」「開発製品関連事業」「不動産関連事業」「その他の関連事業」に区分しておりましたが、当連結会計年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）の適用により、「鋼索鋼線関連」「スチールコード関連」「開発製品関連」「不動産関連」「その他」のセグメントに区分することといたしました。

そのため上記部門別の状況につきましては、新たなセグメント区分に基づきご報告するものとし、前年同期との比較については、前連結会計年度のセグメント別を当連結会計年度のセグメント別に組み替えて比較しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は43億円であります。その主なものは、国内外におけるソーワイヤの生産能力向上のための設備投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメントライン及び当座貸越契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、世界経済においては中国をはじめとする新興国の成長が引き続き見込まれるものの、我が国経済においては、東日本大震災によるインフラやサプライチェーンへの損傷に加え、電力事情や消費マインドの落ち込み等、需要家の生産状況の悪化につながりかねないリスク要因があり、かつてない厳しい状況が続くものと思われま。

このような状況の中、当社グループでは、我が国の震災からの復興過程でのインフラ再整備にタイムリーかつ安定的に優れた製品を供給しつづけることで社会的使命を全うすることに最大限注力しつつ、中期経営計画「トータル・ケーブル・テクノロジーの追求（TCT-I）」を着実に推進し、業績の一層の向上と新たな飛躍に向けての事業基盤の構築に努めていく所存であります。

「トータル・ケーブル・テクノロジーの追求（TCT-I）」の下、当連結会計年度において拡充したソーワイヤ、ワイヤソーの国内外の事業拠点を最大限活用し収益力の向上に努めるほか、オフショア関連合弁事業のスムーズな立ち上げやCFCを始めることとする異素材製品の開発・拡販といった事業領域の拡大・充実を図り、加えて国内既存事業の徹底的な収益改善に取り組むことで持続的な成長を実現しうる企業体質の構築を図ってまいります。

当社グループは一体となってこの中期経営計画を実現し、平成24年度以降の新たな飛躍の事業基盤を構築してまいります。そして、株主・お客様・サプライヤー・従業員等様々なステークホルダーの信頼に応えられる企業となるために全力を尽くす所存であります。

以って、株主各位のご期待にお応えしていく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 209 期 平成19年度	第 210 期 平成20年度	第 211 期 平成21年度	第212期(当期) 平成22年度
売 上 高(百万円)	78,444	79,759	72,138	71,887
営 業 利 益(百万円)	4,061	3,191	2,256	3,463
経 常 利 益(百万円)	3,338	2,344	1,623	3,054
当期純利益(または純損失(△))(百万円)	1,131	△176	425	765
1株当たり当期純利益(または純損失(△))(円)	7.49	△1.19	2.91	5.26
総 資 産(百万円)	108,303	104,877	103,538	104,937
純 資 産(百万円)	45,976	42,125	42,919	42,915

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 209 期 平成19年度	第 210 期 平成20年度	第 211 期 平成21年度	第212期 (当期) 平成22年度
売 上 高 (百万円)	52,062	55,202	48,020	48,428
営 業 利 益 (百万円)	3,170	2,901	872	1,238
経 常 利 益 (百万円)	2,904	2,712	711	1,137
当期純利益(または純損失(△)) (百万円)	4,743	456	659	△558
1株当たり当期純利益(または純損失(△)) (円)	31.41	3.07	4.51	△3.83
総 資 産 (百万円)	94,281	92,280	91,355	92,261
純 資 産 (百万円)	41,140	39,231	40,056	39,068

(6) 主要な事業内容

部 門	事 業 内 容
鋼 索 鋼 線 関 連	ワイヤロープ、各種ワイヤ製品、繊維ロープ・網等の製造・販売
スチールコード関連	タイヤ用スチールコード、ソーワイヤ、ワイヤソー、金属繊維等の製造・販売
開 発 製 品 関 連	道路安全施設、長大橋用ケーブル等の製造・販売及び橋梁の設計・施工
不 動 産 関 連	不動産賃貸
そ の 他	石油製品の販売、粉末冶金製品、産業機械等の製造・販売

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東京製綱繊維ロープ株式会社	百万円 200	% 100.0	繊維索・網の製造及び販売
東綱橋梁株式会社	400	100.0	橋梁の設計・施工
赤穂ロープ株式会社	60	100.0	鋼索の製造及び販売
日本特殊合金株式会社	31	100.0	粉末冶金製品の製造及び販売
株式会社新洋	45	100.0	鋼索・鋼線・フィルタの加工及び販売
東綱商事株式会社	20	100.0	石油製品・高圧ガスの販売、保険代理業
トーコーテクノ株式会社	40	100.0	土木建築工事
株式会社長崎機器製作所	32	100.0	工業用自動計量機・自動包装機等の製作・販売
株式会社東綱ワイヤロープ東日本	50	80.0	鋼索・鋼線及び附属金具類の販売・加工
株式会社東綱ワイヤロープ西日本	50	100.0	鋼索・鋼線及び附属金具類の販売・加工、産業用機械等の販売
東京製綱海外事業投資株式会社	4,405	83.9	東京製綱(常州)有限公司への投資
東京製綱(常州)有限公司	8,745	(100.0)	スチールコード・ソーワイヤの製造及び販売
東京製綱ベトナム有限責任会社	千US\$ 6,000	100.0	鋼索の製造及び販売

(注1) 当社の議決権比率における()は間接所有によるものであります。

(注2) 北海道トーコー株式会社は当期より連結対象から除外したため、掲載を省略いたしております。

(注3) 株式会社長崎機器製作所は、平成23年4月1日をもって、長崎機器株式会社に商号変更いたしました。

(8) 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	東京都中央区日本橋 3-6-2
	支 店	大阪 (大阪市)、名古屋 (名古屋市)、九州 (北九州市)、札幌 (札幌市)、仙台 (仙台市)
	営 業 所	長野 (長野市)、新潟 (新潟市)、広島 (広島市)、盛岡 (盛岡市)
	駐在員事務所	中華人民共和国 (上海市、香港特別行政区)、カザフスタン共和国 (アルマティ市)、ロシア連邦 (モスクワ市)
	工 場	土浦工場 (かすみがうら市)、堺工場 (堺市)、北上工場 (北上市)および和歌山分工場 (和歌山市)、北上機械製作所 (北上市)
東京製網繊維ロープ株式会社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町中村 1-1
東 網 橋 梁 株 式 会 社	本 社	栃木県下野市下古山143
赤 穂 ロ ー プ 株 式 会 社	本 社	兵庫県赤穂市坂越291
日 本 特 殊 合 金 株 式 会 社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町白山11-3
株 式 会 社 新 洋	本 社	東京都中央区日本橋蛸殻町 1-13-7
東 網 商 事 株 式 会 社	本 社	東京都中央区日本橋蛸殻町 1-13-7
ト ー コ ー テ ク ノ 株 式 会 社	本 社	東京都中央区日本橋 3-6-2
株 式 会 社 長 崎 機 器 製 作 所	本 社	長崎県西彼杵郡時津町元村郷820
株式会社東網ワイヤロープ東日本	本 社	東京都千代田区神田須田町 2-5-2
株式会社東網ワイヤロープ西日本	本 社	大阪府堺市西区築港新町三丁30
東京製網海外事業投資株式会社	本 社	東京都中央区日本橋 3-6-2
東京製網(常州)有限公司	本 社	中華人民共和国江蘇省常州市新北区河海西路328号
東京製網ベトナム有限責任会社	本 社	30 VSIP II Street 3, Vietnam Singapore Industrial Park II Binh Duong Industry-Service-Urban Complex, Ben Cat District, Binh Duong Provice, Vietnam

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計 年度末比増減(△)
2,184名	143名

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末 比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
男子	915名	△29名	43.5才	20.7年
女子	97名	13名	42.9才	19.9年
合計または平均	1,012名	△16名	43.2才	20.3年

(注) 従業員数は、他社への出向者を除いて記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	2,630 <small>百万円</small>
株式会社常陽銀行	2,620
中央三井信託銀行株式会社	2,605
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,230
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,120
株式会社三井住友銀行	1,610

(注) 当社と株式会社三菱東京UFJ銀行とは3,500百万円を上限とするコミットメントライン及び当座貸越契約(期末残高0円)を締結しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 162,682,420株

(注) 発行済株式の総数には自己株式が17,536,571株含まれております。

(3) 株 主 数 13,340名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新 日 本 製 鐵 株 式 会 社	11,504 ^{千株}	7.92 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,190	6.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,328	4.35
株式会社ハイレックスコーポレーション	4,000	2.75
東 京 ロ ー プ 共 栄 会	3,483	2.40
ザチェスマンハッタンバンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	3,266	2.25
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	3,229	2.22
横 浜 ゴ ム 株 式 会 社	2,671	1.84
シービーエイチケイコリアセキュリティーズデポジトリ	2,591	1.78
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	2,205	1.51

(注) 当社は自己株式17,536,571株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に会社法第165条第2項の規定により取得した自己株式

①取得理由 機動的な資本政策を遂行するため

②取得した株式の種類及び数 普通株式 1,391,000株

③取得価額の総額 261,413,000円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議の日	平成17年6月29日		
新株予約権の数	280個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 280,000株		
新株予約権の発行価額	無償		
新株予約権の行使時の払込金額	1個につき210,000円		
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日から 平成24年6月29日まで		
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の一部行使は認めない。 ②権利行使時に当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員としての地位にあること。但し、任期満了による退任および定年退職の他、取締役会が上記地位にないことにつき正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 ③その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>		
役員保有状況	取締役	保有者数	5名
		保有数	214個
		目的となる株式の数	214,000株
	監査役	保有者数	1名
		保有数	10個
		目的となる株式の数	10,000株

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当する事項はございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当業務	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	田 中 重 人		
取締役社長 (代表取締役)	猪 瀬 迪 夫	コーポレート統括本部長	
常務取締役	蔵 重 新 次	TCT推進本部長	
常務取締役	萩 原 良 仁	エンジニアリング事業部長	
常務取締役	村 田 秀 樹	技術開発本部長	
常務取締役	岡 庭 憲 一	スチールコード事業部長兼技術 開発本部副本部長	東京製綱(常州)有限公司董事長 東京製綱海外事業投資株式会社 取締役社長
常務取締役	平 木 峰 生	鋼索鋼線事業部長	東京製綱ベトナム有限責任会社 取締役会長
取 締 役	佐 藤 和 規	コーポレート統括本部総務部長	
取 締 役	堀 本 国 男	コーポレート統括本部企画財務 部長兼購買物流部長	
取 締 役	増 渕 稔		日本証券金融株式会社取締役社長
監 査 役 (常 勤)	泥 谷 正 三		
監 査 役	大喜多 正 巳		
監 査 役	内 藤 秀 彦		中央不動産株式会社取締役社長 古河スカイ株式会社社外取締役 清和総合建物株式会社社外監査役
監 査 役	根 本 英 一		

(注1) 取締役のうち、増渕稔氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役のうち、大喜多正巳、内藤秀彦の両氏は社外監査役であります。

(注3) 取締役増渕稔、監査役大喜多正巳の両氏は東京証券取引所及び大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 事業年度中に辞任したまたは解任された取締役及び監査役

退任時の会社 における地位	氏 名	退 任 理 由	異動年月日
監 査 役 (常 勤)	平 木 峰 生	辞 任	平成22年6月29日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

氏 名	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10 名	249 百万円
監 査 役	5	52

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

(注3) 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において年額65,000千円以内と決議いただいております。

(注4) 当社は平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退任慰労金制度を廃止し、第208回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退任慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	兼 職 の 状 況	当該他の法人等との関係
増 淵 稔 (社外取締役)	日本証券金融株式会社 取締役社長	当社と日本証券金融株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
内藤秀彦 (社外監査役)	中央不動産株式会社 取締役社長	当社と中央不動産株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	兼 職 の 状 況	当該他の法人等との関係
内藤秀彦 (社外監査役)	古河スカイ株式会社 社外取締役 清和綜合建物株式会社 社外監査役	当社と古河スカイ株式会社並びに清和綜合建物株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	増 淵 稔	平成22年6月の就任後に開催された取締役会13回の全てに出席し、会社経営者としての経験と業務執行から独立した見地から、当社の経営判断が合理的で適正な意思決定となるよう有用な意見を述べております。
社外監査役	大喜多 正 巳	平成22年度に開催された取締役会18回中17回に出席し、また、監査役会16回中15回に出席し、会社経営者としての経験及び社外監査役としての見地から客観的合理性があり適正な会社経営上の意思決定がなされるよう、適宜有用な指摘を行なっております。
社外監査役	内 藤 秀 彦	平成22年度に開催された取締役会18回中17回に出席し、また、監査役会16回中15回に出席し、会社経営者や社外役員としての経験及び社外監査役としての見地に基づき、適宜有用な指摘を行なっております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

⑤ 当社の報酬等の額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	3名	21百万円

⑥ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の合計額	41百万円

(注1) 上記の他に当社の重要な海外子会社である東京製綱（常州）有限公司他は、他の監査法人の会計監査を受けております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会において、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合、及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行うものとし、必要に応じて監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」について株主総会の付議議案とするよう取締役会に要請し、取締役会はそれを審議することといたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(6) 会計監査人の業務の停止に関する事項

該当する事項はありません。

(7) 会計監査人の辞任または解任に関する事項

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する為の体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会決議を行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び当社グループ各社が法令・社会規範・企業倫理を遵守することで社会に有用な存在であり続けるための指針を「東京製綱グループ企業行動指針」として制定し、周知徹底を図る。
- ロ. 環境安全防災室は、環境面・安全面での関係法令に適合した全社的な業務執行の管理を行う。
- ハ. 内部監査室は、取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため業務監査を実施する。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行うために、毎月最低1回取締役会を開催する。
- ロ. 職務執行の効率化と取締役会の監督機能強化を図るべく執行役員制度を導入するとともに、職務執行上の意思決定機関として経営会議を設置する。
- ハ. 日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限決裁規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保する。
- ニ. 全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のために、当社グループの中期経営計画を策定し、年度経営計画に展開する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役及び従業員が職務執行上取扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱手順等を「情報セキュリティ管理規程」に定め、運用する。
- ロ. 職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理規程」、その他の媒体については法令及び社内規程に従い文書及びデータの作成・保存を行い、法令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断または消去する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、当社グループの事業上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に行われていることを検証し、必要に応じて是正する手順として「リスク管理規程」を制定し運用するとともに、重要な事業投融資については投融資業務規程に、重要な大規模取引等についてプロジェクト方針会議規程に基づきリスクを適切に管理する。

- ロ. 当社事業上の各種リスクが顕在化することを最小化するため「内部統制チェックリスト」を作成し、統制活動の機能を検証するため内部監査室に専任者を配置し定期的にチェックを行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社グループ各社の取締役及び従業員が法令・定款はもとより社会規範・企業倫理を遵守することにより、各社の業務執行の適正を確保するための指針として「東京製綱グループ企業行動指針」を制定し、周知徹底を図る。
- ロ. 当社環境安全防災室は、当社グループ各社の環境・安全面にかかる業務執行が関係法令を遵守して行われるよう統括的に管理する。
- ハ. 当社内部監査室は、当社グループ各社の取締役・使用人による職務執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため、業務監査を実施する。
- ニ. 当社グループ各社は「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行にかかるリスクの適切な管理に努める。
また、各社の業務執行にかかるリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理については「東京製綱グループ決裁基準」並びに「関係会社経営管理規程」を制定し、当社コーポレート統括本部が統括的にリスク管理を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 現在、監査役の職務を補助する監査役付使用人として兼任者2名設置しているが、監査役付使用人の人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
- ロ. 監査役付使用人の監査役の補助業務については業務執行上の指揮命令系統には属さず監査役の指示命令に従うものとし、当該業務に係る人事考課等については監査役会の同意を得た上で取締役が決定する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役への報告体制として、取締役会への出席の他、経営会議へは常勤監査役が必ず出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねる。
- ロ. 稟議書、通達等の社内文書については監査役の判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ハ. 会計監査人である新日本有限責任監査法人とは、会計監査内容について説明を受けるとともに定期的に情報交換し綿密に連繫を図る。
- ニ. 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士等の意見を求め、内部監査室より内部監査の結果の報告を受けるものとする。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社グループの企業価値と株主共同利益の維持・持続的発展を実現し、株主の皆様へ還元すべき適正な利潤を獲得するためには、長年の事業活動によって培った柔軟な技術力と多様な事業構造、ブランド力、川上・川下の各取引先との強い連携といった当社グループの企業価値・株主共同利益の源泉の維持が不可欠であり、このためには株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先、従業員や地域社会といった当社グループのステークホルダーとの適切な関係を維持しつつ、社会の基盤整備への貢献を通じて当社グループの社会的存在意義を高めていく経営が必要であると考えております。

また、株式会社の支配権の移転を伴う当社株式の買付提案がなされた場合に、その買付が当社グループの企業価値・株主共同利益を高めるものかどうかを株主の皆様が適切に判断するためには、事業間のシナジー効果や当社グループの企業価値の源泉への影響を適正に把握する必要があります。

当社取締役会では、以上の要請を実現することが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方であると考えており、以上の要請を実現することなく当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えてます。

② 基本方針実現のための取り組み

当社は、当社グループの企業価値と株主共同利益の源泉を維持し持続的に発展させるために、平成16年6月に10年後の長期ビジョンとして、「平成26年3月期の連結売上高1,000億円、経常利益率10%」等を目標に掲げて活動しております。

長期ビジョンで掲げた目標の実現に向け、当連結会計年度より事業環境の変化に適応して当社グループの構造転換を目指す中期経営計画「トータル・ケーブル・テクノロジーの追求(TCT-I)」(以下、「本中期経営計画」といいます。)を推進しておりますが、その骨子は次のとおりであります。

(1) 今後の成長分野の確実な捕捉

太陽光発電関連ソーワイヤ・ワイヤソー事業、石油・鉱山開発関連事業用資材供給事業、炭素繊維事業、CIS諸国インフラ整備対応エンジニアリング事業、診断・測定ビジネス等の今後も成長が見込まれる分野への注力

(2) 海外事業の拡大による収益力の向上

既に展開している新興成長市場を中心とする海外事業拠点の更なる拡充

(3) 新商品・新工法の開発促進

コストダウン、高強度化・長寿命化・軽量化等の品質特性向上、製品安全性の拡大といった顧客満足度向上に資する新商品・新工法の開発・国内外への拡販

(4) 国内拠点の安定収益化の実現

需給バランスの変動に対する柔軟な適応力を備えるべく徹底的なコスト改善の実施と、国内拠点の高付加価値ハイエンド商品開発・製造拠点化の両立による安定収益化の実現

以上の取り組みを通じて当社グループでは、中長期的視点に立ち、当社グループの企業価値・株主共同利益の向上を目指しております。

③ 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定を支配されることを防止する取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定が基本方針に照らして不適切である者によって支配されることを防止する取組みとして、平成19年5月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会にご承認を得て導入し、平成22年6月29日開催の第211回定時株主総会においてその内容の一部を変更し更新することにつきご承認いただき発効いたしております。

本プランは、当社が発行者である株式の大量買付または公開買付を実施する場合の手続を明確化し、株主の皆様が適切な判断を行えるよう必要かつ十分な情報と時間を確保することや買付者との交渉機会を確保することで企業価値・株主共同利益の維持・向上させることを目的としております。

具体的には、当社株式の発行済株式総数の20%以上となる買付または公開買付を行おうとする者（以下、「大量買付者等」といいます。）には、事前に必要な情報を当社取締役会に提出いただき、当社取締役会が一定の検討期間を設けた上でこれらの情報に対し意見表明や代替案等の提示、必要に応じて大量買付者等との交渉等を行うこととしており、これらの情報については適宜株主の皆様へ情報提供を行うこととしています。

また、大量買付者等と当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等については、当社経営陣から独立した社外者のみで構成される独立委員会に提供され、独立委員会において調査・検討・審議を行い、その結果を取締役に勧告します。

独立委員会では、大量買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大量買付等を行う場合または当社の企業価値・株主共同利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、対抗措置の発動（大量買付者が権利行使できない条件付の株主割当による新株予約権の無償割当）を取締役に勧告することとしています。

取締役会では、本必要情報等を検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本対抗措置を発動することを決定することがあり、その決定内容について速やかに情報開示を行います。

④ 本プランの合理性

当社取締役会では以下の理由により、本プランが基本方針に整合し当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

i) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を完全に充足している。

ii) 株主意思を重視するものであること

本プランは平成22年6月開催の第211回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て3年間の有効期限を設定しております。また、有効期限内においても毎年株主総会で選任される取締役を通じて廃止することが出来る（いわゆるデットハンド型ではないこと）ことから導入・廃止とも株主の皆様の意思が反映されます。

iii) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

現経営陣からは独立した社外監査役や有識者をメンバーにより構成される独立委員会が、現経営陣による恣意的運用がないかどうか監視するとともに対抗措置の発動等について独立委員会の勧告を行うこと、独立委員会の判断の概要を含めて株主の皆様には情報開示することで本プランが透明性をもって運営される仕組みを構築している。

iv) 合理的な客観的要件の設定

本プランは対抗措置の具体的発動要件を定めているほか、発動に際しては必ず独立委員会の判断と勧告を経て行うこととしており、現経営陣による恣意的な対抗措置の発動を抑制する仕組みを構築している。

(注) 上記は現在発効している買収防衛策の概要を示しております。詳しい内容につきましては当社ウェブサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/ir/pdf/20100521.pdf>) をご参照下さい。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款で定めております。取締役会では剰余金の配当等の実施の決定は、以下の方針に基づき実行しております。

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

利益配当については、各期の連結業績に応じた利益の分配を基本として、新規事業展開・新製品開発、生産販売体制の整備等といった将来的な企業価値向上に要する内部資金需要の状況や、当社の業績、財務状況等、更には安定・継続的な株主還元の実現等を総合的に考慮して決定することとしております。

当期につきましては、次のとおり剰余金の配当等の決定を行なっております。

<期末配当に関する事項>

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及び総額
当社普通株式1株あたり2.5円 総額362百万円
- ② 決議日
平成23年5月11日
- ③ 効力発生日
平成23年6月9日

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	40,152	流動負債	38,496
現金及び預金	3,515	支払手形及び買掛金	16,164
受取手形及び売掛金	16,778	短期借入金	13,147
商品及び製品	4,365	未払費用	1,697
仕掛品	8,439	賞与引当金	1,017
原材料及び貯蔵品	3,634	その他	6,469
繰延税金資産	866	固定負債	23,525
その他	2,589	長期借入金	8,649
貸倒引当金	△36	繰延税金負債	59
固定資産	64,764	再評価に係る繰延税金負債	6,634
有形固定資産	52,774	退職給付引当金	4,300
建物及び構築物	8,949	役員退職慰労引当金	165
機械装置及び運搬具	13,674	資産除去債務	511
土地	18,297	信託長期預り金	1,500
信託固定資産	7,878	長期前受収益	34
建設仮勘定	2,088	その他	1,670
その他	1,885	負債合計	62,022
無形固定資産	707	純資産の部	
投資その他の資産	11,282	株主資本	30,459
投資有価証券	6,118	資本金	15,074
繰延税金資産	1,868	資本剰余金	8,574
その他	3,721	利益剰余金	10,095
貸倒引当金	△426	自己株	△3,284
繰延資産	20	その他の包括利益累計額	9,651
資産合計	104,937	その他有価証券評価差額金	170
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	10,005
		為替換算調整勘定	△524
		少数株主持分	2,804
		純資産合計	42,915
		負債純資産合計	104,937

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	71,887
売上原価	58,131
売上総利益	13,756
販売費及び一般管理費	10,293
営業利益	3,463
営業外収益	
受取利息	25
受取配当	132
その他の	348
営業外費用	
支払利息	552
その他の	363
経常利益	3,054
特別利益	
建設協力金一括返済益	234
その他の	0
特別損失	
投資有価証券評価損	369
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	499
土壌改良費用	112
災害損失	615
その他の	304
税金等調整前当期純利益	1,387
法人税、住民税及び事業税	365
法人税等調整額	△20
少数株主損益調整前当期純利益	1,042
少数株主利益	276
当期純利益	765

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成22年3月31日残高	15,074	8,571	9,732	△ 3,052	30,325
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 365	—	△ 365
当期純利益	—	—	765	—	765
土地再評価差額金の取崩	—	—	41	—	41
自己株式の取得	—	—	—	△ 278	△ 278
自己株式の処分	—	2	—	46	48
連結範囲の変動	—	—	△ 82	—	△ 82
その他の	—	—	5	—	5
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	2	363	△ 231	133
平成23年3月31日残高	15,074	8,574	10,095	△ 3,284	30,459

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成22年3月31日残高	44	—	10,046	△ 22	10,068	2,524	42,919
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 365
当期純利益	—	—	—	—	—	—	765
土地再評価差額金の取崩	—	—	△ 41	—	△ 41	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 278
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	48
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	△ 82
その他の	—	—	—	—	—	—	5
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	125	0	—	△ 501	△ 375	279	△ 95
連結会計年度中の変動額合計	125	0	△ 41	△ 501	△ 416	279	△ 3
平成23年3月31日残高	170	0	10,005	△ 524	9,651	2,804	42,915

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結した子会社は東京製綱繊維ロープ(株)以下13社で、非連結子会社は東京製綱テクノス(株)以下10社であります。

非連結子会社10社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度まで連結子会社であった北海道トーコー株式会社は、重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社は江蘇東綱金属製品有限公司及び江蘇法爾勝纜索有限公司であり、江蘇法爾勝纜索有限公司については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度中より持分法適用の関連会社を含めております。非連結子会社10社及び関連会社5社については、連結純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。持分法を適用していない主要な非連結子会社は東京製綱テクノス(株)、主要な関連会社は東洋製綱(株)であります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外子会社である東京製綱(常州)有限公司及び東京製綱ベトナム有限責任会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

其他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

イ. リース資産以外の有形固定資産

親会社は、主として定率法（但し、賃貸資産の一部及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）、連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

ロ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額により計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数（11年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度より費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退任慰労金の支払に備えるため、役員退任慰労引当金規程に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間で均等償却

開業費 5年間で均等償却

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

金額に重要性のない場合は発生年度で全額償却し、重要性のある場合は、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行うこととしております。

⑦ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑧ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(持分法に関する会計基準及び持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ7百万円減少し、税金等調整前当期純利益は、507百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、511百万円であります。

(企業結合に関する会計基準等)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

(6) 表示方法の変更に関する事項

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	61,881百万円
(2) 手形割引残高	113百万円
(3) ①担保に供している資産	
有形固定資産	12,497百万円
②担保に係る債務	
短期借入金	20百万円
固定負債その他	67百万円
(4) 偶発債務	
①手形債権流動化に伴う買戻し義務	1,486百万円
②関係会社 江蘇東網金属製品有限公司の銀行借入に対する保証債務	634百万円 (50百万円)
③関係会社 江蘇法爾勝纜索有限公司の銀行借入に対する保証債務	507百万円 (40百万円)
④関係会社 東京製網(常州)機械有限公司の銀行借入に対する保証債務	125百万円 (9百万円)
⑤関係会社 東京製網マレーシア株式有限責任会社の不動産賃貸借契約に 対する保証債務	30百万円 (1百万リンギ)
(5) 事業用土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の 再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を、土地再評価差 額金として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定 める固定資産税評価額に、合理的な調整を行って算出。	
再評価を行った年月日	平成13年3月31日 及び平成14年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△5,029百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

162,682,420株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	365	2.5	平成22年 3月31日	平成22年 6月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成23年5月11日 取締役会	普通株式	362	2.5	平成23年 3月31日	平成23年 6月9日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

479,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等を中心に行い、資金調達については、銀行借入及び社債発行、受取手形等の債権流動化による方針であります。デリバティブ取引は、借入金金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、毎月時価の残高管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払い利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、定期的に資金繰計画表を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価 (*)	差額
①現金及び預金	3,515	3,515	—
②受取手形及び売掛金	16,778	16,778	—
③投資有価証券			
その他有価証券	4,721	4,721	—
④支払手形及び買掛金	(16,164)	(16,164)	—
⑤短期借入金	(13,147)	(13,147)	—
⑥長期借入金	(8,649)	(8,649)	△0
⑦信託長期預り金	(1,500)	(1,457)	42
⑧デリバティブ取引	—	—	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)．金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、並びに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

⑥長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦信託長期預り金

信託長期預り金の時価については、将来の支出額を期末における安全性の高い長期の債券の利回りで割引いて算定する方法によっております。

⑧デリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価(*)
				うち 1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,750	2,500	△11

(*)デリバティブ取引の時価について、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2)．非上場株式(連結貸借対照表計上額1,396百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 其他有価証券」に含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の子会社では、大阪府及びその他の地域において、賃貸用の商業施設（土地を含む）他を有しております。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
13,989	△382	13,607	11,504

(注1)．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)．当期増減額のうち、主な増加額は不動産取得（16百万円）であり、主な減少額は建物等の減価償却費（370百万円）であります。

(注3)．賃貸等不動産の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による評価額、重要性が乏しい物件は固定資産税評価額に基づいております。

(3) 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、561百万円（賃貸収益は売上高に、主な費用は売上原価に計上）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

276円35銭

(2) 1株当たり当期純利益

5円26銭

独立監査人の監査報告書

平成23年5月19日

東京製綱株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網本重之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂田純孝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京製綱株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京製綱株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	31,107	流動負債	30,886
現金及び預金	1,617	支払手形	2,748
受取手形	1,037	買掛金	10,234
売掛金	10,560	短期借入金	9,915
たな卸資産	12,045	賞与引当金	744
繰延税金資産	698	その他の	7,244
その他	5,148	固定負債	22,306
貸倒引当金	△1	長期借入金	8,300
固定資産	61,153	退職給付引当金	3,720
有形固定資産	42,819	再評価に係る繰延税金負債	6,611
建物及び構築物	6,289	資産除去債務	496
機械装置	8,477	信託長期預り金	1,500
土地	18,038	長期前受賃	34
信託固定資産	7,878	その他の	1,643
建設仮勘定	683	負債合計	53,192
その他	1,451	純資産の部	
無形固定資産	341	株主資本	30,038
投資その他の資産	17,993	資本	15,074
投資有価証券	4,522	資本剰余金	8,574
関係会社株式	8,111	資本準備金	5,539
関係会社出資金	2,179	その他資本剰余金	3,034
長期貸付金	423	利益剰余金	9,674
繰延税金資産	1,521	その他利益剰余金	9,674
その他	1,453	別途積立金	4,500
貸倒引当金	△219	繰越利益剰余金	5,174
資産合計	92,261	自己株式	△3,284
		評価・換算差額等	9,030
		その他有価証券評価差額金	194
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	8,834
		純資産合計	39,068
		負債純資産合計	92,261

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	48,428
売 上 原 価	40,538
売 上 総 利 益	7,890
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,651
営 業 利 益	1,238
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	233
固 定 資 産 賃 貸 料	123
貸 倒 引 当 金 戻 入	43
そ の 他	214
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	404
為 替 損 差	117
そ の 他	194
経 常 利 益	1,137
特 別 利 益	
建 設 協 力 金 一 括 返 済 益	234
そ の 他	0
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	369
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	484
土 壌 改 良 費 用	112
災 害 に よ る 損 失	542
そ の 他	373
税 引 前 当 期 純 損 失	1,882
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	79
法 人 税 等 調 整 額	△31
当 期 純 損 失	558

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成22年3月31日残高	百万円 15,074	百万円 5,539	百万円 3,027	百万円 8,566	百万円 4,500	百万円 6,073	百万円 10,573	百万円 △3,052	百万円 31,162	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 365	△ 365	—	△ 365	
当期純損失	—	—	—	—	—	△ 558	△ 558	—	△ 558	
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	25	25	—	25	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△ 278	△ 278	
自己株式の処分	—	—	7	7	—	—	—	46	53	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	7	7	—	△ 898	△ 898	△ 231	△1,123	
平成23年3月31日残高	15,074	5,539	3,034	8,574	4,500	5,174	9,674	△3,284	30,038	

	評価・換算差額等				純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成22年3月31日残高	百万円 34	百万円 —	百万円 8,859	百万円 8,894	百万円 40,056
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 365
当期純損失	—	—	—	—	△ 558
土地再評価差額金の取崩	—	—	△ 25	△ 25	—
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 278
自己株式の処分	—	—	—	—	53
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	160	0	—	160	160
事業年度中の変動額合計	160	0	△ 25	135	△ 987
平成23年3月31日残高	194	0	8,834	9,030	39,068

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価方法及び評価基準

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。但し、賃貸資産の一部及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

機械装置 2～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数（11年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ7百万円減少し、税引前当期純損失は、491百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、496百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	6,082百万円
関係会社に対する長期金銭債権	402百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,043百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	53,066百万円
(3) 手形債権流動化に伴う買戻し義務	1,486百万円
(4) 担保資産及び担保付債務	
①担保に供している資産	
有形固定資産	12,497百万円
②担保に係る債務	
短期借入金	20百万円
固定負債その他	67百万円
③保証債務等	
関係会社 東京製綱ベトナム有限責任会社の銀行借入に対する債務保証	870百万円 (1,046万米ドル)
関係会社 江蘇東綱金属製品有限公司の銀行借入に対する債務保証	634百万円 (50百万円)
関係会社 江蘇法爾勝纜索有限公司の銀行借入に対する債務保証	507百万円 (40百万円)
関係会社 東京製綱(常州)機械有限公司の銀行借入に対する債務保証	125百万円 (9百万円)
関係会社 東京製綱マレーシア株式有限責任会社の不動産賃貸借契約に対する保証債務	30百万円 (1百万リンギ)
関係会社 (株)東綱ワイヤロープ西日本の不動産賃貸借契約に対する保証債務	20百万円
(5) 事業用土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に、合理的な調整を行って算出。	
再評価を行った年月日	平成13年3月31日 及び平成14年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△5,029百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	7,378百万円
(2) 関係会社からの仕入高	4,192百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	297百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日の自己株式数	17,536,571株
---------------	-------------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

①流動資産

賞与引当金	302百万円
その他	395百万円
計	698百万円

②固定資産

退職給付引当金	1,509百万円
関係会社株式評価損	650百万円
投資有価証券評価損	369百万円
その他	397百万円
繰延税金資産(固定)との相殺	△49百万円

小計	2,876百万円
評価性引当額	△1,354百万円
計	1,521百万円

繰延税金資産合計	2,220百万円
----------	----------

(繰延税金負債)

固定負債

退職給付引当金	△47百万円
其他有価証券評価差額金	△1百万円
繰延税金資産(固定)との相殺	49百万円

繰延税金負債合計	—百万円
----------	------

差引 繰延税金資産純額	2,220百万円
-------------	----------

再評価に係る繰延税金負債	6,611百万円
--------------	----------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注7)	科目	期末残高
子会社	東網橋梁株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の短期貸付 (注1、2)	600	短期貸付金	980
	東網商事株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注1、2)	3,052	短期貸付金 長期貸付金	216 12
	トーコーテクノ株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の短期貸付 (注1、2)	1,170	短期貸付金	560
	東京製網海外事業投資株式会社	所有 直接 83.9%	株式の取得	株式の取得(注3)	1,600	関係会社株式	5,880
	東京製網マレーシア株式有限責任会社	所有 直接 100.0%	株式の取得	株式の取得(注4)	1,000	関係会社株式	1,000
関連会社	東永産業株式会社	所有 直接 23.4%	資金の援助	資金の貸付(注5)	80	更生債権その他これに 準ずる債権 (注6)	80

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) 当社グループは、連結会社間の運転資金の効率的運用を図るため、資金集中管理システムによる資金取引を行っております。
- (注3) 東京製網海外事業投資株式会社の行った増資に伴う払い込みであります。
- (注4) 東京製網マレーシア株式有限責任会社の設立に伴う株式の引受によるものであります。
- (注5) 資金の貸付については平成23年3月より無利息としております。
- (注6) 東永産業株式会社への更生債権等に対し、80百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度において80百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注7) 取引金額は消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	269円17銭
(2) 1株当たり当期純損失	3円83銭

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月19日

東京製綱株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網本重之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂田純孝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製綱株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第212期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第212期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所その他主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月20日

東京製綱株式会社 監査役会
常勤監査役 泥谷正三 ㊟
社外監査役 大喜多正巳 ㊟
社外監査役 内藤秀彦 ㊟
監査役 根本英一 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

現任取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たなか しげと 田中 重人 (昭和18年1月14日生)	昭和42年4月 富士製鐵株式会社入社 平成11年4月 新日本製鐵株式会社取締役大阪支店長 平成13年4月 同社取締役、当社顧問 平成13年6月 当社取締役副社長 平成14年4月 当社取締役社長執行役員 平成22年6月 当社取締役会長執行役員 現在に至る	242,000株
2	いのせ みちお 猪瀬 迪夫 (昭和22年7月19日生)	昭和45年5月 新日本製鐵株式会社入社 平成12年4月 同社棒線事業部金石製鐵所所長 平成18年4月 同社エンジニアリング事業本部営業本部長 平成18年6月 新日鉄エンジニアリング株式会社取締役常務執行役員営業本部長 平成21年6月 当社専務取締役執行役員社長補佐・コーポレート統括本部長 平成22年6月 当社取締役社長執行役員兼コーポレート統括本部長 現在に至る	58,000株
3	くらしげ しんじ 蔵 重新次 (昭和21年7月9日生)	昭和47年4月 当社入社 平成12年2月 ATR Wire & Cable Co., Inc. 取締役社長 平成16年4月 当社執行役員スチールコード事業部付兼技術本部付 平成17年6月 当社常務執行役員東京製綱(常州)有限公司董事兼総経理 平成19年6月 当社常務取締役執行役員技術開発本部長兼東京製綱(常州)有限公司董事 平成21年6月 当社常務取締役執行役員技術開発本部長兼新事業推進本部長 平成22年6月 当社常務取締役執行役員TCT推進本部長 現在に至る	94,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	はぎわら よしひと 萩原 良仁 (昭和23年9月23日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年10月 当社環境建材部長 平成14年4月 当社執行役員エンジニアリング事業部長 平成14年6月 当社取締役執行役員エンジニアリング事業部長 平成20年4月 当社常務取締役執行役員エンジニアリング事業部長 現在に至る	90,000株
5	むらた ひでき 村田 秀樹 (昭和26年10月10日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年4月 当社執行役員土浦工場長 平成14年6月 当社取締役執行役員土浦工場長 平成18年4月 当社取締役執行役員鋼索鋼線事業部土浦工場技術基盤開発プロジェクト担当 平成19年4月 当社取締役執行役員鋼索鋼線事業部長 平成19年7月 東京製綱ベトナム有限責任会社取締役会長 平成20年4月 当社常務取締役執行役員鋼索鋼線事業部長 平成22年6月 当社常務取締役執行役員技術開発本部長 現在に至る	71,000株
6	おかにわ けんいち 岡庭 憲一 (昭和25年9月14日生)	昭和51年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成9年6月 同社釜石製鐵所製造部長 平成14年2月 東京製綱スチールコード株式会社取締役工場長 平成16年4月 当社執行役員兼東京製綱スチールコード株式会社取締役社長兼工場長 平成19年10月 当社執行役員スチールコード事業部副事業部長兼北上工場長兼東京製綱(常州)有限公司総経理 平成21年6月 当社常務取締役執行役員スチールコード事業部長兼技術開発本部副本部長兼東京製綱(常州)有限公司董事長兼東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長 現在に至る [重要な兼職の状況] 東京製綱(常州)有限公司董事長 東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長	29,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	さとう かずのり 佐藤 和規 (昭和26年8月10日生)	昭和45年10月 当社入社 平成18年4月 当社コーポレート統括本部総務部長 平成20年4月 当社執行役員コーポレート統括本部総務部長 平成21年6月 当社取締役執行役員コーポレート統括本部総務部長 現在に至る	29,000株
8	ほりもと くにお 堀本 国男 (昭和28年10月22日生)	昭和51年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成18年4月 新日鉄エンジニアリング株式会社調達本部調達企画室長 平成19年4月 当社コーポレート統括本部経理部長 平成20年4月 当社コーポレート統括本部経理部長兼購買物流部長 平成21年4月 当社執行役員コーポレート統括本部経理部長兼購買物流部長 平成21年6月 当社取締役執行役員コーポレート統括本部経営企画室長兼購買物流部長経理部管掌 平成22年6月 当社取締役執行役員コーポレート統括本部企画財務部長兼購買物流部長 現在に至る	14,000株
9	ますぶち みのる 増 淵 稔 (昭和18年11月3日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成6年5月 同行信用機構局長 平成10年7月 同行理事 平成14年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問 平成16年6月 日本証券金融株式会社取締役社長 現在に至る 平成22年6月 当社社外取締役 現在に至る [重要な兼職の状況] 日本証券金融株式会社取締役社長	1,000株

(注1) 候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。

1. 取締役候補者岡庭憲一氏は、当社連結子会社である東京製綱(常州)有限公司の董事長及び東京製綱海外事業投資株式会社の取締役社長を兼務しており、当社と両社は競業関係にあります。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 取締役候補者増淵稔氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

1. 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について

①増淵稔氏は、会社経営者としての豊富な経験を有し、かつ金融の専門家としての幅広い実績と識見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいことから社外取締役として選任をお願いするものであります。

②増淵稔氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結のときをもって1年となります。

③増淵稔氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

④増淵稔氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

⑤増淵稔氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

⑥増淵稔氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

2. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について

増淵稔氏が在任中の日本証券金融株式会社は、平成19年12月に一部の銘柄に係る品貸入札における不公正な入札調整等の業務運営がなされているとして金融庁より業務改善命令を受けております。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者増淵稔氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、本総会において増淵稔氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 監査役4名選任の件

現任監査役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひじやしょうぞう 泥谷正三 (昭和23年5月26日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年6月 当社土浦工場事務部長 平成10年6月 当社人事部長 平成14年4月 当社執行役員管理本部人事部長 平成17年4月 当社執行役員管理本部長特命担当 平成18年4月 当社執行役員コーポレート統括本部長特命事項担当兼内部監査室長 平成22年6月 当社常勤監査役 現在に至る	37,000株
2	ないとうひでひこ 内藤秀彦 (昭和22年4月3日生)	昭和45年4月 株式会社第一銀行入行 平成12年6月 同行常務執行役員 カスタマー&コンシューマーバンキング・カンパニー担当 平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成15年3月 みずほ信託銀行株式会社取締役副社長 平成18年6月 株式会社ユウシュウコープ取締役社長 平成18年6月 清和総合建物株式会社社外監査役 現在に至る 平成19年6月 当社補欠監査役 平成20年6月 当社社外監査役 現在に至る 平成20年6月 古河スカイ株式会社社外取締役 現在に至る 平成21年6月 中央不動産株式会社代表取締役社長 現在に至る [重要な兼職の状況] 中央不動産株式会社代表取締役社長 古河スカイ株式会社社外取締役 清和総合建物株式会社社外監査役	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	おだぎ たけし 小田木 毅 (昭和17年9月14日生)	昭和45年4月 石井法律事務所入所 弁護士 現在に至る 平成14年6月 雪印乳業株式会社社外監査役 平成16年1月 有限責任中間法人食肉科学技術研究所（現一般社団法人食肉科学研究所）監事 現在に至る 平成19年6月 財団法人東京水産振興会理事 現在に至る 平成20年6月 月島機械株式会社第三者委員会委員長 現在に至る 平成21年10月 雪印メグミルク株式会社社外監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] 雪印メグミルク株式会社社外監査役	0株
4	たつみ しゅうじ 辰 巳 修 二 (昭和25年3月7日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年4月 当社鋼索鋼線事業部鋼索鋼線部長 平成15年10月 当社大阪支店長兼泉佐野工場副工場長 平成19年4月 当社執行役員鋼索鋼線事業部鋼索販売部長 平成22年4月 当社執行役員鋼索鋼線事業部副事業部長兼営業本部長 現在に至る	31,000株

(注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 内藤秀彦氏、小田木毅氏は、社外監査役候補者であります。

(注3) 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

1. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

- ①内藤秀彦氏は、長きにわたり金融機関に在籍しているうえに会社経営者としての豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、会社経営の見地からも経営の適正性を確保するために経営全般の監視と適切な助言を期待して社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ②小田木毅氏は、弁護士としての専門的立場から経営陣の業務執行に対する監督・監査を行なうため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、小田木毅氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長きにわたり他の会社における社外監査役として豊富な経験を有していることから当社の社外監査役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断いたしております。
- ③内藤秀彦氏の当社社外監査役就任期間は、本總會終結のときをもって3年となります。
- ④内藤秀彦氏及び小田木毅氏は、いずれも当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- ⑤内藤秀彦氏及び小田木毅氏は、いずれも当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
なお、当社は小田木氏が所属する法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その報酬額は多額ではありません。

- ⑥内藤秀彦氏及び小田木毅氏は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑦内藤秀彦氏及び小田木毅氏は、いずれも過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
2. 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者内藤秀彦氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
- 本総会において内藤秀彦氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であり、小田木毅氏の選任が承認された場合、本契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
あ お き よ し ろ う 青木 芳郎 (昭和20年11月28日生)	昭和44年7月 株式会社第一銀行入行 平成10年5月 同行常務取締役米州支配人兼ニューヨーク支店長兼 ケイマン支店長 平成13年6月 同行専務取締役 平成14年4月 株式会社みずほ銀行専務取締役 平成16年3月 みずほ総合研究所株式会社取締役副社長 平成17年4月 清和総合建物株式会社取締役社長 現在に至る 平成18年6月 中央不動産株式会社社外監査役 現在に至る 平成18年6月 株式会社ユウシュウコープ（現株式会社ユウシュウ 建物）社外監査役 現在に至る 平成20年6月 当社補欠監査役 現在に至る	0株

(注1) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 青木芳郎氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

(注3) 補欠監査役候補者青木芳郎氏は、社外監査役候補者であります。

(注4) 補欠の社外監査役候補者とする理由

青木芳郎氏は、会社経営者としての経験を有しており、その経験を監査役に選任された場合に、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注5) 候補者の選任については、その就任前に、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものとします。

(注6) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者青木芳郎氏は、当社社外監査役就任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内略図

東京都中央区日本橋三丁目6番2号

日本橋フロント3階



東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分

JR「東京駅」より徒歩5分

都営浅草線「日本橋駅」より徒歩5分